

# 健康保険等脱退連絡票

あなたは、健康保険（協会けんぽ等）の資格を喪失した  
健康保険（協会けんぽ等）の被扶養者の認定を除外された  
ため、国民健康保険に加入することになります。

なお、国民健康保険に加入するためには届出が必要です。  
下記の持ち物を持参して、お住まいの市町村役場の国民健康保険担当課  
に14日以内に届け出てください。

## 《持ち物》

- ① この連絡票
- ② 年金手帳など基礎年金番号のわかるもの
- ③ 雇用保険の離職票（共済の場合は辞令）

※ 事業所において、被保険者期間が2ヵ月以上ある方が退職後20日以内に申請をすると、在職時の健康保険の任意継続ができます。

## 健康保険 共済組合 脱退証明書

被保険者 (組合員)	住所				
	氏名		生年月日	年	月
健保・共済組合員等の 資格喪失年月日		健保・共済 組合等	保険者番号		
※ 年 月 日 (注.退職日の翌日です)			保険証記号番号		
		基礎年金番号			
被 扶 養 者	氏名	生年月日	就労者との 続柄	被扶養者として認定 を除外された年月日	備考
		・	・		・
		・	・		・
		・	・		・

上記のとおり相違ないことを証明します

令和 年 月 日

事業所所在地  
名称  
代表者氏名  
電話番号

印